

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>令和2年度警察庁補正予算 (第1号)の検討状況について</p>	<p>令和2年4月2日 長官官房</p>
<p>令和2年度警察庁補正予算(第1号)の検討状況は、以下のとおり。</p> <p>1 緊急経済対策</p> <p>(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発</p> <p>(2) 雇用の維持と事業の継続</p> <p>(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復</p> <p>(4) 強靱な経済構造の構築</p> <p>(5) 今後への備え</p> <p>2 令和2年度警察庁補正予算(第1号)</p> <p>(1) 警察における感染症対策の強化 1億2,600万円</p> <p>感染症等が発生した場合において、医療機関及び国際海空港等の警備、交通規制等に当たり必要となる、警察における感染予防措置等のための対策を強化する。</p> <p>(2) 事態発生時における治安確保のための警察の業務継続能力の維持 13億3,500万円</p> <p>感染症等が発生した場合において、治安確保のための警察の業務継続能力の維持に必要な体制整備等を行う。</p> <p>(3) 感染拡大防止に向けた体制の整備 (検討中)</p> <p>帰国者等の受入れに必要な施設の改修を行う。</p>		

公安委員会	令和元年における人身取引事犯の	令和2年4月2日
説明資料No. 2	検挙状況等について	生活安全局

1 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の検挙状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検挙件数	44件	44件	46件	36件	57件
検挙人員	42人	46人	30人	40人	39人
被害者数	49人	46人	42人	25人	44人

(1) 被疑者の状況

- 国籍・地域別では、日本が38人と97.4%を占める。
- 風俗店等関係者が8人（20.5%）、暴力団構成員等が5人（12.8%）。

(2) 被害者の状況

- 国籍・地域別では、日本が34人（77.3%）、外国が10人（22.7%）。外国はフィリピンが9人、ブラジルが1人。
- 外国人の在留資格は、興行が6人、短期滞在が2人、その他が2人。過去5年間では、短期滞在が63.9%と最多。
- 性別は、全て女性であり、過去5年間も女性が96.6%を占める。
- 年齢別は、日本人は20歳未満が61.8%を占め、過去5年間でも61.0%と最多。
外国人は20歳代が90.0%を占め、過去5年間でも58.0%と最多。

2 主な施策

(1) 民間企業等との連携強化

- 警察庁主催の人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議に宿泊業界団体等を招へい。
- 航空会社による航空機内での人身取引被害者発見時の通報制度開始。

(2) 人身取引被害者の被害申告を促すための対策

- 人身取引被害リーフレットを外国人技能実習機構、成田国際空港等へ配布。

3 今後の対策

- (1) 人身取引事犯の確実な認知
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援
- (3) 関係機関との連携等による取締りの徹底

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 3</p>	<p>令和元年における組織犯罪の情勢について</p>	<p>令和2年4月2日</p> <p>刑事局</p>
<p>1 山口組の分裂と対立抗争等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年8月末以降、六代目山口組は短期間で3団体に分裂。特に、六代目山口組と神戸山口組に関連して、分裂以降、両団体の傘下組織の構成員らによる事件が各地で発生し、令和元年においても凶器を使用した殺傷事件が続発。 ○ 令和元年10月、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争を受け、関係する事務所の使用制限の仮命令を発出し、さらに同年11月、本命令を発出。 ○ 令和2年1月、両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定。 <p>2 暴力団情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団構成員等の数は近年減少傾向にあり、令和元年末現在で28,200人。 ○ 暴力団構成員等の検挙人員は近年減少傾向にあり、令和元年は14,281人。罪種別では、覚せい剤取締法が最多で、次いで傷害、詐欺、窃盗の順。 <p>3 薬物・銃器情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物事犯検挙人員は近年横ばいであり、令和元年は前年から微減。 ○ 大麻事犯は4,321人と過去最多。人口10万人当たりの検挙人員では、20歳代以下の増加が顕著。 ○ 覚醒剤事犯は減少傾向が継続するも、航空機利用の携帯密輸を中心に密輸入事犯の検挙件数が273件と過去最多。全体の押収量も2,293.1キログラムと過去最多。 ○ 銃器発砲事件数は、暴力団等によるとみられるものを中心に13事件と増加。拳銃押収丁数についても401丁と増加。 <p>4 来日外国人犯罪情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人入国者数が大幅に増加する中、総検挙件数・人員は、近年ほぼ横ばい。 ○ 総検挙人員の国籍等別の内訳は、ベトナム28.9%、中国25.3%の順で、2か国で全体の50%以上を占める。 ○ 総検挙人員の在留資格別の内訳は、「短期滞在」20.9%、「留学」18.2%、「技能実習」18.0%の順で、これらの合計で全体の50%以上を占める。 		

<p>公安委員会 説明資料No. 4</p>	<p>令和2年春の全国交通安全運動 の実施について</p>	<p>令和2年4月2日 交通 局</p>
<p>1 実施期間 4月6日(月)から同月15日(水)までの10日間</p> <p>2 主催 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体</p> <p>3 運動重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供を始めとする歩行者の安全の確保 ○ 高齢運転者等の安全運転の励行 ○ 自転車の安全利用の推進 <p>4 本年の交通事故情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本年3月末現在の交通事故死者数は748人で、前年と比較して12人増加 ○ うち65歳以上の高齢者の死者数は437人で、前年と比較して2人減少 <p>5 警察における重点的取組 新型コロナウイルス感染症対策として、各種イベント等による広報啓発の開催については、中止、規模の縮小等を行い、下記項目を中心に街頭活動に重点を指向した交通指導取締りを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢歩行者の不適切な横断 ○ 歩行者妨害 ○ 生活道路を含む速度違反 <p>(参考) 携帯電話使用等の罰則強化(令和元年12月1日施行)から本年2月までの3か月間の交通事故件数は、平成30年12月から平成31年2月までの3か月間と比べ45%減少、取締り件数は同期間と比べ約63%減少</p>		

1 国会への年次報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第31条の規定に基づき、前年中の同法の施行状況について、閣議（法務省との共同閣議請議）を経て、国会に報告するもの（今次報告で21回目）。

※ 平成30年1月、公安審査委員会は、オウム真理教（麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人および同教義に従う者によって構成される団体）に対し、公安調査庁長官の観察に付する処分（以下「観察処分」という。）の期間を3年間（令和3年1月末まで）更新する決定を行っている。

2 報告内容

団体規制法に基づく観察処分の実施のほか、同処分に付された団体の組織及び活動の概況について報告するもの。

○ 教団の現状

- ・ 組織の概況
- ・ 活動の概況（松本の影響力、閉鎖的・欺まんの体質、資金及び信者獲得に向けた諸活動）

平成31年（令和元年）中、警察は、

- 観察処分の実施のため公安調査官が実施した立入検査に際し、関係都道府県警察が立入先周辺の警戒警備に従事

○ 公安調査庁が実施した地域住民との意見交換会に参加した。

3 今後の予定

4月下旬 閣議決定

国会報告

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 6</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和2年4月2日</p> <p>警 備 局</p>
-------------------------------	----------------------------------	------------------------------

1 感染者数【4月1日時点】

- (1) 国内における感染状況～2,384人（死亡57人）
- (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡11人）
- (3) 世界における感染状況～849,876人（死亡41,506人）

2 最近の政府等の対応

- (1) 新たに、米国、英国等49か国・地域の全域を入国拒否対象地域に指定。これを含む計73か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否（4月3日から運用開始）
- (2) 全ての国・地域からの入国者に対し14日間の待機等を要請、これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止（4月3日から運用開始）
- (3) 新型インフルエンザ等特措法に基づく政府対策本部を設置（3月26日）。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定（3月28日）

3 警察の対応

- (1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ
- (2) 感染による混乱の防止・国民の不安解消のための対応
 - 空港、医療施設等における警戒警備の実施
 - 関連する犯罪の取締り及び防犯情報の提供
- (3) 警察が所掌する行政手続における対応
 - 感染等を理由に運転免許等の更新ができなかった場合の取扱いに係る法的解釈の整理・周知
 - 警察署等における事前申出による同一運転免許証での運転等可能期間の延長措置
- (4) 警察活動における警察職員の感染防止等
 - 様々な警察活動における感染予防対策の徹底
 - 感染確認時における具体的な業務継続の検討